

# 集金時のお取扱いについて

～ご利用の皆様へお知らせ～

いつもJ A紀州をご利用いただきありがとうございます。

当J Aでは、職員が皆様から定期積金掛金などをお預かりする際の手続きを以下のとおり定めております。

何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 『定期積金掛込専用受取書』の交付について(平成26年7月～)

平成26年7月から、当J Aの職員がご利用者様のご自宅を訪問し、定期積金の掛金をお預かりする場合には、専用の受取書をお渡しします。

※定期積金契約時(1回目の掛金集金時)に限り、J A所定の一般の『受取書』をお渡しします。

職員が、専用受取書を交付しないこと、または専用受取書以外の名刺やメモ等で掛金をお預かりすることはありません。

定期積金証書の掛込領収欄には、専用受取書の日付と同じ日付の受領印を押印します。

この「専用受取書」につきましては、返戻物がないため回収は不要とさせていただきます。

専用受取書の記載内容に誤りがないか十分ご確認ください。  
証書の掛込領収欄日付と専用受取書日付が異なることはありません。

## 定積掛金以外の現金・通帳等をお預かりする場合の一般の『受取書』の交付について

当J Aの職員がご利用者様のご自宅を訪問し、定積掛金以外の現金・通帳等をお預かりする場合には、J A所定の受取書をお渡しします。

職員がお預かりした際には、必ず受取書を交付いたします。なお、いかなる場合にも、ご印鑑をお預かりすることはありません。

『受取書』は、後日、当J A職員がご利用者様へ通帳等をご返却する際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

職員から返却された通帳や証書などは、内容に間違いがないか、その場で確認をお願いいたします。



ご不明な点等ございましたら、お取引支店までご連絡ください。  
<お問い合わせ時間> 午前8時30分～午後5時